

定款変更にかかる必要書類について

A 4判又はA 3判で、同じものを2部提出してください。

事由：所轄庁の変更（下表の書類の他に基本書類が必要です。）

※町田市が新たに所轄庁になる場合の書類です。

町田市から他の所轄庁に変更となる場合には、他の所轄庁に確認してください。

○印…必要な書類、△印…該当する場合に必要な書類

必要書類		留意事項等
事業の廃止届 (写)	○	【確認事項】 ・受理印等により、正式に受け付けたことがわかるものか。
廃止事業に係る 財産の処分方法 (様式3)	○	【確認事項】 ・記載項目に漏れはないか。 (建物、土地、什器備品、資金、個人情報、職員等)
法人の履歴事項 全部証明書	○	※原本の返却を希望する場合には、原本とコピー2部を提出してください。認可書と一緒に原本を返却します。原本の返却を希望しない場合には、原本1部とコピー1部を提出してください。 【確認事項】 ・申請日から3月以内に発行されたものを添付しているか。 ・定款変更認可申請書及び変更後の定款と整合性が取れているか。 ※定款表記は法人の履歴事項全部証明書の記載通りに行います。
社会福祉法人 現況報告書	○	・最新の現況報告書であり、漏れなく記入しているか。
基本財産処分 承認書(写)	△	事業の廃止に伴い基本財産を処分した場合に必要な ※老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われたため、基本財産処分承認手続を省略している場合は、それに該当することが分かる資料（補助申請書等）が必要